

各位

## お知らせ

### 公共工事前払金の請負代金額に対する割合の変更について

県工事の円滑な施行確保の観点から受注者の資金繰りの円滑化等を図るため、前払金の請負代金額に対する割合を下記のとおり変更しますのでお知らせします。

#### 記

#### 1 公共工事前払金の請負代金額に対する割合について

- (1) 茨城県建設工事執行規則（昭和43年茨城県規則第69号）第10条第1項の規定に基づく入札前に明らかにする前払金の請負代金額に対する割合は、次のとおりとする。
- ・ 4割以内

(参考：従前の割合)

- ・ 5億円まではその4割以内
- ・ 5億円を超える部分についてはその部分の3割以内

- (2) なお、県内の被災市町村の区域（※）において施行するもの（当該工事の施行される区域が被災市町村の区域とそれ以外の区域にまたがるものを含む。）については、次のとおりとする。
- ・ 5割以内

(参考：従前の割合)

- ・ 5億円まではその5割以内
- ・ 5億円を超える部分についてはその部分の4割以内

#### 2 適用対象

- (1) 平成26年6月1日以降に入札公告・指名通知を行う工事
- (2) 平成26年6月1日以降に入札公告・指名通知を行い、平成27年3月31日までに契約を締結する工事

#### 3 効果

5億円を超えるような大型発注案件の前払金割合を高めることで、人材や資材の迅速な確保を可能にすることや、下請業者に多い中小建設業者の資金繰りも間接的に改善されること等を期待。

※県内の被災市町村の区域：災害救助法適用区域37市町村  
(結城市、古河市、坂東市、守谷市、八千代町、境町、五霞町の7市町が除外。)

(参考) 中間前払い制度について

中間前払い制度とは、上記の前払金に加えて、工事の中間段階にさらに請負代金額の2割以内を前払金として支払うものであり、請負人は、前払金として請負代金額の最大6割（県内の被災市町村の区域（※）においては7割）まで請求することができる。

条件等の詳細は、茨城県土木部監理課建設業担当ホームページ「県工事に係る資金調達制度」。  
<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/01class/class01/kasseika/shikintyoutatsu.htm>